

氷見市住宅リフォーム支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号）第22条の規定に基づき、氷見市住宅リフォーム支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅所有者 居住する住宅を所有する者。ただし、共有に係る住宅にあつては、持分が4分の1以上の所有者（持分が4分の1以上の所有者がいない場合は、最も大きい持分を持つ者）であつて、生計を一にする者の持分を加算して持分が2分の1以上となる者に限る。
- (2) リフォーム工事 住宅所有者が行う居住の用に供する部分の増改築工事をいう。
- (3) 基準日 住宅のリフォーム工事が完成した日
- (4) 三世代同居 三世代以上の直系親族が、同一住居又は同一若しくは隣接している敷地内で居住している状態をいう。
- (5) 転入者 氷見市内に転入した日以後2年を経過していない者であつて、当該転入した日直前1年間に市内に居住していなかった者（申請時までに転入する者を含む。）
- (6) 子育て世帯 基準日において高校3年生相当年齢（18歳に達した日以後の最初の3月31日まで）以下の世帯員（母子健康手帳の交付を受けている出生予定の者を含む。）が1人以上いる世帯
- (7) 新婚世帯 基準日において婚姻をした日から3年未満及び婚姻した日における夫及び妻の年齢が39歳以下である夫婦がいる世帯（申請時までに婚姻する者を含む。）
- (8) 30歳未満世帯 基準日において住宅所有者が30歳未満の世帯

(補助金の交付)

第3条 市長は、新婚世帯の経済的負担の軽減、子育て環境の充実、コミュニティの維持、人口の減少の抑制及び空き家の活用の促進を図るため、次条に定める者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助金交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に居住している者であって次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 基準日において、次のいずれかに該当する者

ア 転入者であって、自らが居住する目的で市内において空き家を取得し、その住宅のリフォーム工事を行った住宅所有者

イ 新たに三世帯同居をするために必要なリフォーム工事を行った住宅所有者
ただし、基準日より前から三世帯同居をしていた場合は、次の場合に限る。

(ア) 基準日前の1年以内に新たに当該世帯に属することとなった者(当該世帯において新たな世代となる者に限る。)が同居していること。

(イ) 基準日前の1年以内に新たに当該世帯に属することとなった夫婦(最も若年の世代に限る。)が同居していること。

ウ 子育て世帯、新婚世帯又は30歳未満世帯が居住する住居のリフォーム工事を行った住宅所有者

(2) 前号に掲げる者は、基準日から1年以内にリフォーム工事を行った住宅に居住又は三世帯同居をしていること。

(3) 申請者及びその世帯員が市税を滞納していないこと。

(4) 申請者及びその世帯員が過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。

(補助金の交付額等)

第5条 補助金の交付額は、リフォーム工事に要した経費の2分の1以内とし、その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。
ただし、その額の上限を、第4条第1号アに該当する者は100万円とし、同号

イ及びウに該当する者は50万円とする。

2 前項に規定するリフォーム工事については、市内に住所を有する法人又は個人事業主と契約を締結して施工した場合に限り、補助金を交付するものとする。

3 次に掲げるリフォーム工事等の経費は、補助の対象としない。

- (1) 車庫、カーポート及び物置等の設置工事
- (2) 門、塀、その他の外構工事
- (3) 移動や取り外しが可能な家具の購入・設置、家電製品の購入
- (4) 電話及びインターネット等の配線工事
- (5) 公共事業の施工に伴う補償費の対象となる工事
- (6) 補助金の交付を受けようとする世帯の者が自ら施工する工事
- (7) 住宅の解体のみ行う工事
- (8) 賃貸の用に供している、又は供する予定の住宅のリフォーム工事
- (9) 事務所、店舗その他居住以外を目的に使用する部分のリフォーム工事
- (10) 他の制度による補助金を受けた整備箇所が当該補助金の対象となる部分と重複する工事等
- (11) その他市長が補助の対象として適当でないと認める工事等
(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、第4条第1号アに該当する者は住宅の取得の日から2年以内に、同号イ及びウに該当する者は基準日から1年以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅の登記事項証明書
- (2) 基準日が確認できる書類
- (3) リフォーム工事等の経費の支払いが確認できる書類
- (4) リフォーム工事等の内容の明細が確認できる書類
- (5) リフォーム工事等の施工前及び施工後の写真
- (6) 申請者及びその世帯員に市税の滞納がないことを証する書類
- (7) 第4条第1号の要件を満たすことが確認できる書類

- (8) 世帯全員の住民票
 - (9) 個人情報の取扱いに関する同意書
 - (10) 氷見市住宅リフォーム支援補助金申請に関する誓約書
 - (11) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の交付及び額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認める場合は、予算の範囲内において、交付及び額の確定を行い、申請者に対しその旨を通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付を受けた補助金を返還しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 虚偽又はその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付を受けた者及びその世帯員のすべてが、転入者においては基準日から10年以内に転出又は転居したとき、それ以外においては基準日から3年以内に転出又は転居したとき。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以後にリフォーム工事請負契約が締結されたものについて適用する。
- 2 この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに完了したリフォーム工事については、同日後もなおその効力を有する。
- 3 前項の規定にかかわらず、第7条に定める事項については、同日後もなおその効力を有する。
- 4 令和2年3月31日以前に完了したリフォーム工事については従前のとおり

とする。

- 5 第2条の規定に関わらず、転入した日が令和4年1月2日から令和7年3月31日まで及び婚姻した日が令和5年1月2日から令和8年3月31日までの場合において、氷見市定住マイホーム取得支援補助金の交付を受けて取得した住宅に対するこの要綱による住宅のリフォーム工事の完成期日を令和9年3月31日までとして取り扱うものとする。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に取得した住宅について適用する。
- 2 令和3年3月31日以前に取得した住宅については従前のとおりとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に取得した住宅について適用する。
- 2 令和4年3月31日以前に取得した住宅については従前のとおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年1月12日から施行する。

(特例措置)

- 2 当分の間、第5条第2項中「市内に住所を有する」を削る。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、第4条第1号アに該当する者は同

日以後に取得した住宅について、同号イ及びウに該当する者は同日以後に完了したリフォーム工事について適用する。

2 令和6年3月31日以前に取得した住宅については従前のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、同日以降に完了したリフォーム工事について適用する。